



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

\*11 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第11号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第12条関係） へき地学校			別表第3（第12条関係） へき地学校		
所属郡市	級	学校名	所属郡市	級	学校名
略			略		
伊都郡	略	略	伊都郡	略	略
	2級	略 <u>富貴小学校</u> 略		2級	略 <u>高野山小学校富貴分校</u> 略
略			略		
日高郡	1級	略 <u>美山小学校</u> 略	日高郡	1級	略 <u>川原河小学校</u> 略
	2級	中津中学校		2級	<u>笠松小学校</u> <u>寒川第一小学校</u> 中津中学校
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。